

長野地方最低賃金審議会  
運営問題小委員会委員名簿(五十音順)  
令和7年7月15日

	氏名	現職
公益代表委員	今井優太	弁護士
	広瀬純夫	信州大学経法学部 教授
	山本恭子	弁護士
労働者代表委員	風間拓也	電機連合長野地方協議会 事務局長
	齋藤政彦	自動車産業労働組合総連合会 長野地方協議会 議長
	竹村進	日本労働組合総連合会長野県連合会 副事務局長
使用者代表委員	犛山典生	(一社)長野県経営者協会 事務局長
	鈴木幸一	長野県中小企業団体中央会 理事・事務局長
	中村正人	長野県商工会連合会 専務理事

長野地方最低賃金審議会  
運営問題小委員会委員名簿(五十音順)  
令和7年7月15日

	氏名	現職
公益代表委員	今井優太	弁護士
	広瀬純夫	信州大学経法学部 教授
	山本恭子	弁護士
労働者代表委員	風間拓也	電機連合長野地方協議会 事務局長
	齋藤政彦	自動車産業労働組合総連合会 長野地方協議会 議長
	竹村進	日本労働組合総連合会長野県連合会 副事務局長
使用者代表委員	犛山典生	(一社)長野県経営者協会 事務局長
	鈴木幸一	長野県中小企業団体中央会 理事・事務局長
	中村正人	長野県商工会連合会 専務理事

は委員長、○は委員長代理

## 長野地方最低賃金審議会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、長野地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

### (会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたとときのほか、長野労働局長(以下「局長」という。)5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとするときは、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知するものとする。

### (小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

### (委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら、通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、予め会長に適当な方法で通知するものとする。

### (会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

- 3 審議会は、会長が必要であると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

( 会議の公開 )

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

( 議事録及び議事要旨 )

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し公開するものとする。

- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

( 意見及び建議の提出 )

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度、局長に送付するものとする。

( 小委員会の運営 )

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

( 規程の改廃 )

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

( 施行期日 )

この規程は、令和4年3月4日から施行する。

## 長野地方最低賃金審議会 特定最低賃金検討小委員会運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、長野地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する特定最低賃金検討小委員会(以下「検小」という。)の議事に関し、最低賃金法、最低賃金審議会令及び長野地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

### (審議事項)

第2条 検小は、特定最低賃金に関する事項について、審議を行うものとする。

### (委員長)

第3条 検小に委員長を置く。

2 委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ前項の規定の例により選任された者が委員長の職務を代理する。

### (会議の招集)

第4条 検小の会議(以下「会議」という。)は委員長が必要と認めたときのほか、長野労働局長(以下「局長」という。)又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、委員長が招集する。ただし、第1回会議は、審議会会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

### (委員の欠席)

第5条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら、通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨をあらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適当な方法で通知するものとする。

### (会議の議事)

第6条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けるものとする。

### (議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し公開する。

(報告書の提出)

第8条 委員長は、会議の審議結果について、その都度、審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、検小の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年7月13日から施行する。

## 長野地方最低賃金審議会会議公開要綱

第1条 この要綱は、長野地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し長野地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

第2条 会議の公開又は非公開の決定は運営規程及び部会運営規程に基づき、審議会等において行う。

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については、審議会等の開催日の14日前（審議会日程により、異なる場合もある。）に、長野労働局において掲示する。

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の6日前（審議会日程により、異なる場合もある。）までに、はがき又はファクシミリにより労働基準部賃金室あてに申込みものとする。

2 介助者が必要な場合には、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第5条 傍聴者は、原則として5名以下とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、当選者にはがきで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することができる。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

第7条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴人は、審議会等開始の10分前までに来場し、入場については会長等の指示によるものとする。

3 傍聴人には、審議会等傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

第 8 条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し会長乃至部会長から是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、会長乃至部会長から退去命令を発出する。

3 退去命令にも従わない場合には、所轄警察署へ連絡し強制排除を行うこととする。

第 9 条 審議会等の会議を公開する場合には、第 4 条及び第 5 条の規程にかかわらず、報道関係者については席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 4 日から施行する。

## 審議会等の公開・非公開について

本別紙は、平成 23 年 6 月 20 日付で長野県地方最低賃金審議会運営問題小委員会委員長から提言し、平成 23 年 7 月 4 日に開催された第 48 期長野地方最低賃金審議会第 2 回総会において了承された審議会等の公開・非公開を決定するに際し尊重するもので、平成 28 年 6 月 16 日、平成 29 年 6 月 19 日及び令和 5 年 7 月 3 日に修正されている。

### 1 次に掲げる審議が行われる審議会は、原則非公開とする。

- (1) 具体的な金額を議論する審議
- (2) 個人等からの意見聴取を含む審議
- (3) 運営に関する事項を含む審議
- (4) その他公開することによって率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある審議

### 2 個別の審議会等の具体的取扱い

#### (1) 長野地方最低賃金審議会（総会）について

公開とする。ただし、最低賃金の決定等について審議会の意見（答申）に対しての異議の申出に關しての審議会（最賃法第 11 条第 3 項 異議審）は金額審議を含む審議のため非公開とする。

#### (2) 長野県最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会について

第 1 回部会は公開とし、第 2 回以降は原則として公開し、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

#### (3) 運営問題小委員会、特定最低賃金検討小委員会について

公開することによって率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。

### 3 報道機関への広報等について

#### (1) 事前に報道機関へ公表するもの

長野県最低賃金の改正諮問が行われる総会の開催。

長野県最低賃金の金額採決（答申）の総会の開催。

#### (2) 事後に報道機関へ公表するもの

ア 長野県最低賃金、特定最低賃金の諮問。

イ 長野県最低賃金、特定最低賃金の答申。

(3) 公表方法

報道機関へのメール送信（投げ込み）を原則とする。

4 その他の留意点

- (1) 金額の採決を行う総会において、会長が専門部会における労使双方の主張の要旨の説明を行う。
- (2) 非公開審議会等であっても、開催日時、場所、議事要旨については公開するものとする。
- (3) 会議途中からの公開又は非公開は、行わないものとする。

(写)

令和6年7月16日

長野地方最低賃金審議会  
会長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会  
特定最低賃金検討小委員会  
委員長 倉崎 哲矢

特定最低賃金検討小委員会における検討結果について（報告）

当委員会は、令和6年度特定最低賃金（4業種）の適用使用者数・適用労働者数について、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告します。

記

適用使用者数・適用労働者数は別表のとおりとする。

特定最低賃金 適用使用者数・適用労働者数(令和6年度)

	令和3年 経済 センサス 使用者数	事業所 増減数	適用 使用者数	令和3年 経済 センサス 労働者数	増減人 員数	除外者数	適用 労働者数
印刷、製版業	301	-1	300	3,568	-51	220	3,297
はん用機械器具、生産用機 械器具、業務用機械器具、自 動車・同附属品、船舶製造・ 修理業、船用機関製造業	1,620	-3	1,617	46,326	-313	4,395	41,618
計量器・測定器・分析機器・ 試験機、医療用機械器具・医 療用品、光学機械器具・レン ズ、電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情報通 信機械器具、時計・同部分 品、眼鏡製造業	1,293	-3	1,290	65,137	-50	6,768	58,319
各種商品小売業	46	2	48	4,425	122	609	3,938

令和3年経済センサスは、令和3年6月1日現在で公表されたものである。

事業所増減数及び増減人員数は、令和3年6月1日から令和5年12月1日までの倒産情報及び労働保  
険適用情報(労働者10人以上)により集計している。

除外者数は、最低賃金に関する実態調査結果を元に按分して算出した年齢による適用除外者数で  
ある。

## 特定(産業別)最低賃金 適用使用者数・適用労働者数

	令和3年 経済 センサス 使用者数	事業所 増減数	適用 使用者数	令和3年 経済 センサス 労働者数	増減人 員数	除外者数	適用 労働者数
印刷、製版業	317	-1	316	3,594	-51	276	3,267
はん用機械器具、生産用機 械器具、業務用機械器具、自 動車・同附属品、船舶製造・ 修理業、船用機関製造業	1,734	-2	1,732	52,343	-300	4,862	47,181
計量器・測定器・分析機器・ 試験機、医療用機械器具・医 療用品、光学機械器具・レン ズ、電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情報通 信機械器具、時計・同部分 品、眼鏡製造業	1,309	-4	1,305	65,965	-121	8,999	56,845
各種商品小売業	52	5	57	3,987	230	845	3,372

令和3年経済センサス 事業所母集団データベース(令和3年次フレーム確報集計経過)を基に、事業場の成立及び廃止情報並びに令和6年度実施の最低賃金基礎調査の情報により修正して算出した。

# 令和7年度 調査対象産業表

[総計]		[大計]		[中計]		明細	産業・業務	産業分類番号			
調査産業計	地域最賃対象産業等	01	産業別最低賃金適用除外労働者	01	産業別最低賃金適用除外労働者	01	産業別最低賃金適用除外労働者				
						地域最賃対象産業	02	地域最賃対象産業	02	製造業	E 09、10、11、12、13、14、153、159、16、17、18、19、20、21、22、23、24、251、263、276、2737、2738、312、314、315、319、32(323及び3297を除く)
									03	情報通信業のうち新聞業、出版業	G 413、414
									04	卸売業、小売業	I 50～55、57～61
									05	学術研究、専門・技術サービス業	L 71、72、73、74
									06	宿泊業、飲食サービス業	M 75、76、77
									07	生活関連サービス業、娯楽業	N 781、782、783
									08	医療、福祉	P 83、84、85
									09	サービス業	G 39、41(413、414を除く)、N 78(781、782、783を除く)、79、80、R 88、89、90、91、92、93、94、95
									E G I L M N P R	特定最賃対象産業	02
10	製版業	E 152									
11	はん用機械、生産用機械、業務用機械	E 25(251を除く)、26(2621の一部を除く)、263を除く(2635の一部を除く)、27(273、274、275、276を除く)									
	自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関	E 311、313									
05	計量器・測定器・分析機器・試験機等	12	発電用・送電用・配電用・産業用	E 291、292							
			民生用	E 293							
			電球・電気照明器具	E 294							
			通信機械器具・同関連、映像・音響機械	E 301、302							
			電子計算機・同附属装置	E 303							
			電子応用装置	E 296							
			電気計測器	E 297							
			電子部品・デバイス・電子回路	E 28							
			その他の電気機械器具	E 295、299							
			計量器・測定器・分析機器・試験機	E 273(2737、2738を除く)							
医療用機械・医療用品	E 274										
光学機器・レンズ	E 275										
眼鏡(枠を含む)	E 3297										
時計・同部分品	E 323										
06	各種商品小売	13	各種商品小売	I 56							

今後、各種商品小売の金額改定が行われた場合は、併せて名称が『百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業』に変更となります。また、番号の表示が『I56(5631、5641、5651、5661を除く)』に変更となりますが、これまでの適用範囲に変更はありません。

# 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

## 1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。  
改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「」（カンマ）の「」（読点）への修正等の設定などとなっている。

## 2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「**糖類製造業**」、「**各種商品小売業**」、「**百貨店，総合スーパー**」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店，総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店，総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更	

## 3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

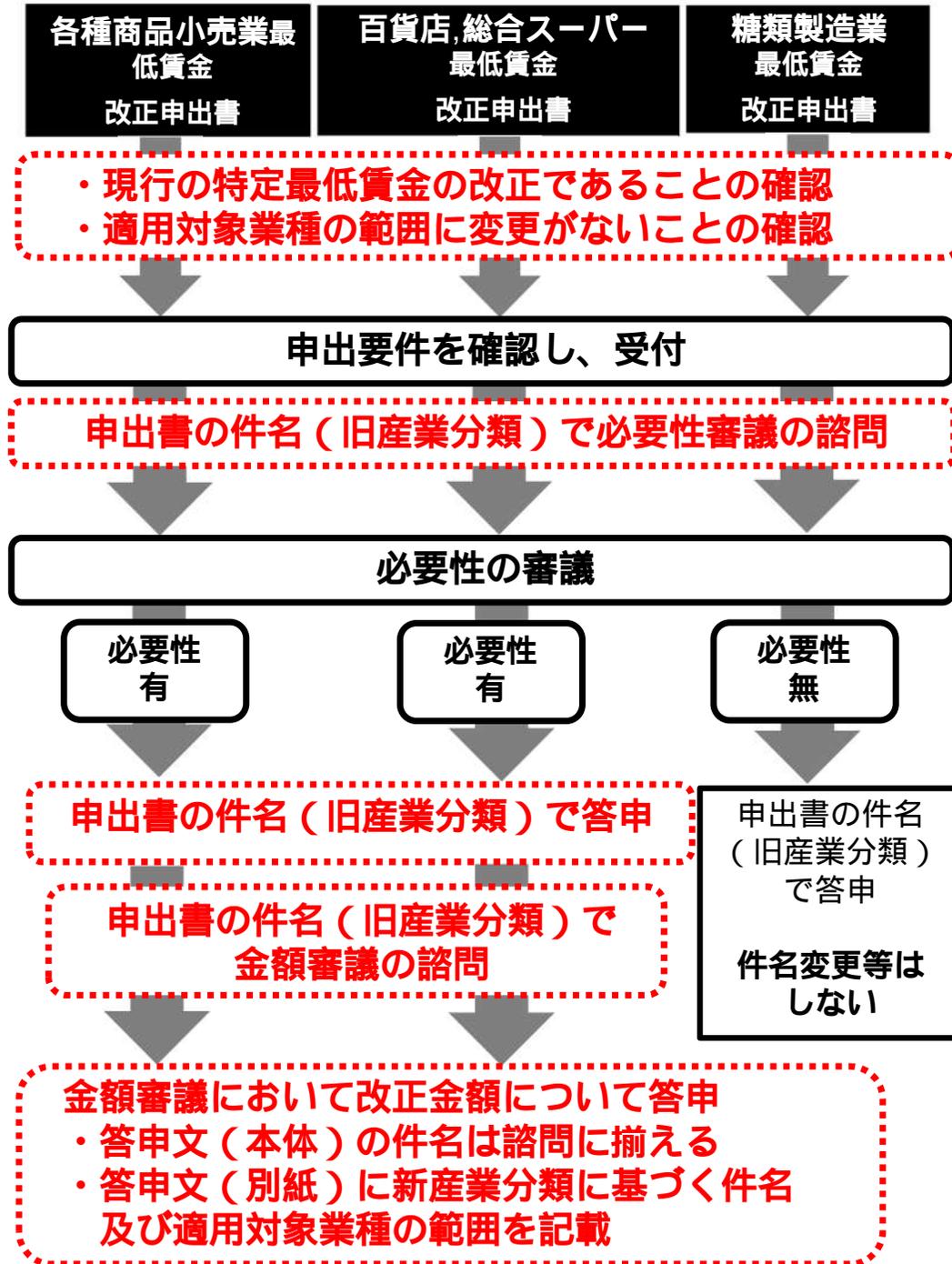
- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- 適用対象業種の**範囲を変更するものではない場合は改正**と取り扱い、適用対象業種の**範囲に変更が生じる場合は新設**として取り扱うこと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

改正  
No. 00

(旧：旧産業分類、新：新産業分類)

# 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



## 答申文のイメージ

### < 答申文（本体） >

労働局長  
地方最低賃金審議会長  
県各種商品小売業の改正決定について（答申）  
（以下、略）

労働局長  
地方最低賃金審議会長  
県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）  
（以下、略）

件名は諮問に揃える

### < 答申文（別紙） >

（別紙）  
県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金  
1 （略）  
2 適用する使用者  
前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者  
4～6 （略）

新産業分類に基づく件名を記載

（別紙）  
県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金  
1 （略）  
2 適用する使用者  
前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者  
4～6 （略）

新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載